

## ○鹿嶋市総合計画審議会規則

平成2年3月30日

規則第17号

改正 平成2年8月1日規則第28号

平成6年6月23日規則第22号

平成7年9月1日規則第28号

平成27年10月13日規則第57号

令和2年5月22日規則第19号

注 平成27年10月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿嶋市附属機関に関する条例（平成2年条例第2号）第3条の規定に基づき、鹿嶋市総合計画審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、市の総合計画に関して調査審議し、その結果を市長に答申するものとする。

2 審議会は、鹿嶋市人口ビジョンの策定に関し、必要な調査審議をするものとする。

3 審議会は、鹿嶋市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下この項において「戦略」という。）の策定に関し必要な調査審議、及び戦略に基づく施策の効果の検証を行うものとする。

(令2規則19・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところ

ろによる。

(幹事)

第6条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、市の職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命をうけ、会務を処理する。

(専門部会)

第7条 審議会に専門事項を調査審議するため、必要に応じて専門部会を付設することができる。

(庶務)

第8条 この審議会の庶務は、企画担当課が処理する。

(平27規則57・一部改正)

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年8月1日規則第28号)

この規則は、平成2年8月1日から施行する。

附 則 (平成6年6月23日規則第22号) 抄

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年9月1日規則第28号)

この規則は、平成7年9月1日から施行する。

附 則 (平成27年10月13日規則第57号)

この規則は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (令和2年5月22日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。